

健診（検診）の実施における新型コロナウイルス感染症予防への対応について

2020年6月9日
滋賀県健康づくり財団

新型コロナウイルス感染症予防対策が、全国的にかつ強力的に進められていることを受け、当財団が健診（検診）における感染リスクを軽減するために、次のことに留意します。

1 健診（検診）に従事する職員について

- (ア) マスクを着用する。
- (イ) 手洗い、または、手指消毒を励行する。
- (ウ) 従事者は、業務に際して、毎朝出勤前に体温測定し、測定結果と体調を記録する。発熱や倦怠感・呼吸困難などの症状が出現した場合、当日の健診リーダーに報告し、指示に従う。

2 集団健診（検診）の実施について

(1) 財団が着実に行うこと

- ・健診会場内（検査ブース、検診車）に消毒液を配置し、必要に応じて受診者に使用してもらえるようにする。
- ・健診機材および健診に使用する机・椅子（待合用は除く）については、健診開始前、開始後随時、および終了後に消毒液で拭き取る。
なお、視力・眼底等の測定機材で飛沫物等の濃厚な感染物質が付着すると考えられる箇所については、受診者ごとに消毒液で拭き取る。
- ・検診車の手すり等の受診者の手が触れる箇所について、検診開始前、開始後随時、および終了後に、消毒液で拭き取るとともに、入口幕を随時開放し、待合スペースの換気を行う。また、検診車内に乗車する受診者は最小限とする。
- ・健診会場入口および検診車入口に、注意書きを掲示する（マスク使用、手洗いの励行等）。

(2) 実施団体さまに可能な範囲での対応をご相談すること

- ・一度に多くの受診者が来場、受付されないように、1日の予約者数、予約時間を配慮いただく。
- ・以下の項目に該当する方には受診をご遠慮いただくよう周知いただく。
 - ・過去1週間以内に37.5℃以上の発熱があった方
 - ・明らかな誘因なく4～5日続く下痢などの消化器症状のある方
 - ・2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や職場内で接触歴がある方）

- ・ 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者(同居者・職場内での発熱含む)との接触歴がある方
 - ・ 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内(自主待機も含む)の方
- ・ 会場入口で、受診者の発熱（37.5℃以上）や倦怠感・呼吸困難、咳、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐などの症状を確認してもらい、該当者については受診を控えてもらう。
 - ・ 会場入口に消毒液を準備し、受診者に手指消毒を行ったうえで会場に入るよう注意喚起してもらう。
 - ・ 会場の換気を適時、実施してもらう。
 - ・ 受付等を待つ各座席は、一定の距離を置いて配置する。または、1座席ずつ空けて受診者に着席してもらう。
 - ・ 受診者に、なるべくマスクを着用して健診（検診）に来られるよう周知してもらう。
 - ・ 受診者に、健診会場内または検診車内において、できる限り会話を避けるよう周知してもらう。

3 当財団職員に陽性者が発生した場合等について

- ・ 当財団職員に新型コロナウイルス感染症における陽性者が発生した場合、関係行政庁の指示等を受けて、健診（検診）事業の延期（事業内容の見直しを含む）または中止等をお願いさせていただく場合があります。

当財団においては、実施団体さまのご理解を得て、上記の対応を踏まえて健診事業を実施させていただく考えですが、コロナウイルス感染の現状を鑑みますと、このような対策を行なったとしても完全に感染予防ができるものでないことを、実施団体さまにおかれてはご理解いただきますようお願いいたします。